

中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の改定について

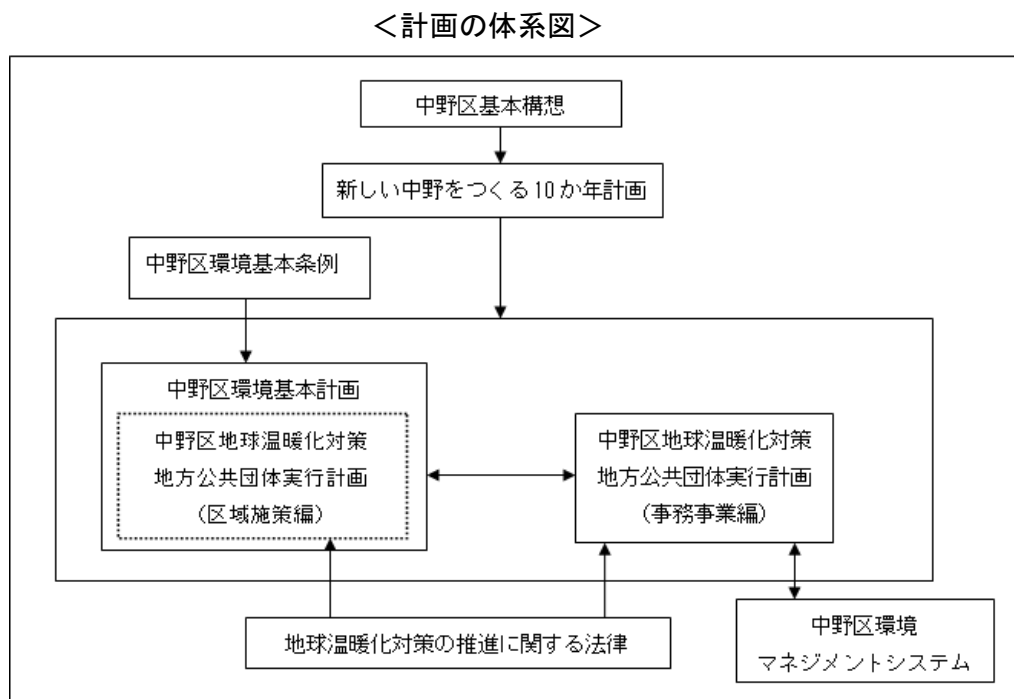
地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、区は事務事業により排出される温室効果ガス削減のための計画を策定している。このたび、中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）を改定したので報告する。

1 基本的事項

(1) 計画の目的

第3次中野区環境基本計画アクションプログラムで掲げる目標を達成することや、電気、都市ガス及び燃料等のエネルギー使用量を削減するとともに、温室効果ガスの排出量削減、環境負荷の少ない物品や機器の調達に努めることを目的とする。

(2) 計画の体系図



(3) 計画の期間

計画期間は、2016年(平成28年)から2020年(平成32年)の5か年間とする。これは、第3次中野区環境基本計画アクションプログラムの計画期間と整合を図るためである。

(4) 適用の範囲

区が自ら事務事業を実施する区長部局及び教育委員会事務局の全ての施設を対象とし、中野区環境マネジメントシステムの対象施設と同様とする。

2 削減目標の考え方

CO₂排出量は、電気のCO₂排出係数の増減により大きく変化し、正確な取り組み状況の把握が困難であるため、電気・ガス及び燃料の使用量を原油換算したエネルギー使用量を削減対象とする。

3 削減目標

2020（平成32）年度までに、2012（平成24）年度を基準年としエネルギー消費量10%削減を目指す。これは、前計画の基準年2010（平成22）年度と比較すると22%削減となる。

4 推進・点検体制

組織的な取り組みを推進するため、中野区環境マネジメントシステムの推進体制を活用して組織全体で地球温暖化対策に取り組むとともに、進捗状況のチェックを行う。

また、BEMSの活用により見える化を図り、より詳細な省エネの情報提供を目指す。

5 公表の方法

点検・評価の実施後、取り組み状況の温室効果ガスの総排出量に関する目標の達成状況などについて、ホームページ等により公表する。

<別添資料>

第2次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

第2次
中野区地球温暖化対策
地方公共団体実行計画
(事務事業編)



平成28年(2016年)4月

中 野 区

目 次

第1章 地球温暖化対策における地方公共団体実行計画策定の背景

1-1	地球温暖化問題の概要	1
1-2	地球温暖化の影響	2
	(1) 世界的な影響	
	(2) 日本への影響	
1-3	国際的な動向と日本・東京都の対応	3
	(1) 国際的な動き	
	(2) 国・東京都の対応	

第2章 中野区における地球温暖化対策の基本的事項

2-1	計画の目的	5
2-2	計画の期間	6
2-3	基準年の設定	6
2-4	適用の範囲	6
2-5	対象とする温室効果ガス	7

第3章 中野区の温室効果ガス削減の目標と取り組み

3-1	温室効果ガスの排出状況	8
3-2	削減目標値の考え方	9
3-3	削減目標	9
3-4	エネルギー使用量・温室効果ガス削減の取り組み	10
	(1) 新電力からの電力調達の推進	11
	(2) 設備の更新による取り組み	11
	(3) 省エネ活動による取り組み	12
	(4) 環境負荷の少ない物品等の調達の推進	12
	(5) ごみ排出量、紙使用量、水道使用量の削減	13
	(6) 廃棄物の排出抑制・適正処理	13

第4章 推進と点検・評価

4-1	推進点検体制	14
4-2	職員に対する研修等	16
4-3	実施状況の点検・公表の方法	16

【別紙】

1	中野区環境基本条例	18
2	第2次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）対象施設一覧	22

第1章 地球温暖化対策における地方公共団体実行計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題の概要

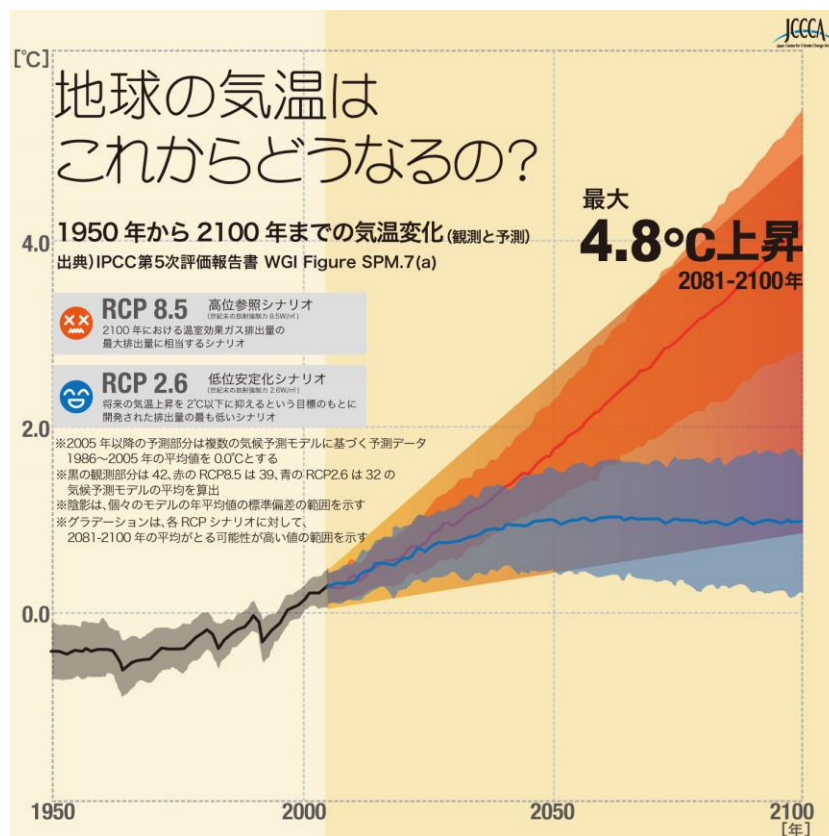
地球温暖化問題は、大気中の熱を吸収する性質を持つ温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等）が増えた結果、地球全体の平均気温が上昇して、生態系や社会生活に悪影響を及ぼすことです。その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされ、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風、海面上昇等の被害も深刻化してきています。

2014(平成26)年に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、人為起源の温室効果ガスの累積排出量は、過去40年間に排出され、特に最近10年間は大幅に増加し、2100年の世界平均気温は産業革命以前から3.7℃から4.8℃上昇するとしています。

また、同報告書では温室効果ガスの排出による影響は、地球上全ての大陸に気候変動を生じさせ、このまま追加的な温室効果ガスの抑制に取り組まないで放置すると、水や食料不足など、人間をはじめとする動植物の生態系全体にとって、不可逆的で非常に厳しい状況に陥ることになるとしています。

さらに、この事態を防ぐため、産業革命前の水準と比べて、世界地球の平均気温上昇を2℃未満に抑制するには、2050年までに温室効果ガスの排出量を40～70%削減し、今世紀末までにはゼロ又はマイナス（植物などによるCO₂固定や、発生したCO₂を地中に埋めることによってマイナスにする）」にすることが必要であり、この取り組みが持続可能な社会を作ることが出来るとしています。

図1



出典) IPCC 第5次評価報告書

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

1-2 地球温暖化の影響

IPCC 第 5 次評価報告書によると、地球温暖化による影響は、様々な分野に及ぶとされています。このままの状況で温暖化が進むと、地球の平均気温が今世紀末に平均最大 4.8℃上昇すると予測され、日本だけでなく世界全体に深刻な影響を及ぼすこととなります。

(1) 世界的な影響

○温暖化により、南極などの氷が溶け出し海面上昇が発生し今世紀末には最大 82 センチ上昇します。これにより、沿岸侵食が拡大し、沿岸の自然生態系の破壊だけでなく、人々が生活する土地まで失う事態となります。

○雨の降り方が大きく変化し、砂漠化が進行する一方、熱帯地域では台風やハリケーン、サイクロンといった激しい低気圧が猛威を振るい、洪水・高潮、家屋倒壊などの被害が多くなります。

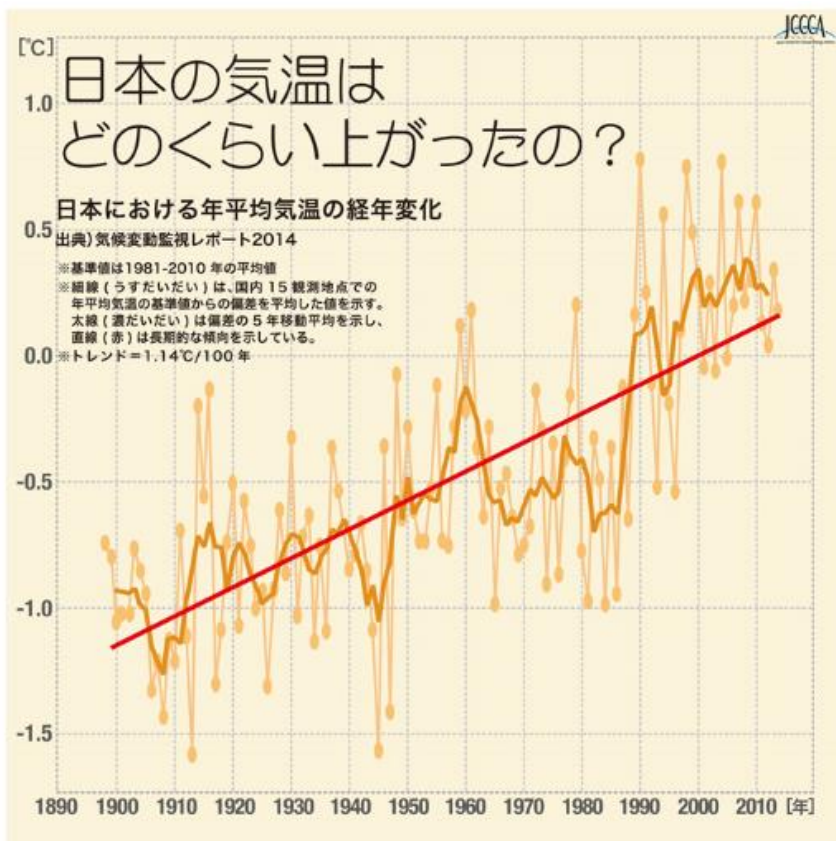
(2) 日本への影響

○日本の年平均気温は、100 年間あたり約 1.14℃の割合で上昇しています。これは、世界の年平均気温の 100 年間あたり 0.70℃の割合で上昇しているの比べると、1.6 倍の上昇率となっています。

○猛暑や熱帯夜が増加し、熱中症患者が増加しています。

○温暖化の影響により、サクラの開花日が早まり、イチョウやカエデの紅・黄葉や落葉が遅れるなどの生態系への影響も出ています。

図 2 日本における年平均気温の経年変化



- ・基準値 (0.0℃) は、1981～2010年の30年間の平均値です。
- ・棒グラフは、国内15地点(網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、多度津、宮崎、名瀬、石垣島)での年平均気温の平年差(平年値との差)を平均したものです。
- ・太線(オレンジ)は、その年と前後2年を含めた5年間について平年差との平均をとった5年移動平均です。これによってゆっくりした変動を見ることが出来ます。
- ・直線(赤)は平年差の長期的傾向を直線として表示したものです。

出典) 気象庁「気候変動監視レポート2014」

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

1-3 国際的な動向と日本・東京都の対応

(1) 国際的な動き

地球温暖化対策に関する国際的な取り組みとして、1992（平成 4）年国連気候変動枠組条約（気候変動枠組条約）が採択され、同年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、日本を含む 155 か国が署名を行い、1994（平成 6）年に条約を発効しました。

これを受け、1995（平成 7）年 3 月 28 日からドイツのベルリンにおいて気候変動枠組条約第 1 回締約国会議（COP1）が開催され、国際的な議論がスタートし、1997（平成 9）年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において「京都議定書」が採択され、日本は、第一約束期間（2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年）に基準年を 1990（平成 2）年とし 6%削減することが目標として定められるなど、地球温暖化対策における国際的な取り組みがスタートしました。

その後、京都議定書に代わる取り組みについて、2015（平成 27）年 11 月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（平成 32）年以降、すべての国が協調して温暖化問題に取り組むための仕組みを示した新しい国際条約「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2℃未満に抑えることや、長期目標の設定、削減目標の 5 年ごとの見直し等、地球温暖化による気候変動対策を今後継続的に強化し続けていく等が明確に示されました。

(2) 国・東京都の対応

国際的な地球温暖化対策への取り組みを受け、日本では 1998（平成 10）年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され（1999（平成 11）年 4 月施行）、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責任を明らかにしました。

その後、2015（平成 27）年 7 月に、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）における約束草案として、2020（平成 32）年以降の日本の温室効果ガスの削減目標を「2030（平成 42）年度までに 2013（平成 25）年度比で 26.0%（2005（平成 17）年度比 24.4%）削減」することが決定されました。このうち特に、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、約 40%減となっています。

また、東京都では、東日本大震災以降の火力発電の増加による CO₂ 排出係数の増大の影響を受け、エネルギー使用量が減少しているにもかかわらず、温室効果ガス（CO₂）の排出量は増加しています。このため、2014（平成 26）年 3 月に都民等の省エネ・節電の成果が明確となるよう「エネルギー消費量」そのものを対象とし、2020（平成 32）年までに 2000（平成 12）年比で 20%削減する新たな目標を掲げました。

こうした中で、2014（平成 26）年 12 月には「東京都長期ビジョン」を策定しました。これは、2 つの基本目標、5 つの視点、8 つの「都市戦略」及び 25 の「政策指針」から構成されています。

そのうち都市戦略 7 の「豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現」の政策指針 20 「スマートエネルギー都市の創造」では、①エネルギー消費量を 2020（平成 32）年までに 20%、2030（平成 42）年までに 30%削減（2000（平成 12）年比）。②再生可能エネルギーによる電力割合を 2024（平成 36）年までに 20%程度に拡大。③水素の製造から利用までの課題が解決し、水素を活用した取組が本格化。などが示されています。

2016（平成 28）年 3 月に策定した東京都環境基本計画においては、長期ビジョンで定めたエネルギー消費量の削減目標（2030（平成 42）年までにエネルギー消費量を 2000（平成 12）年比 30%削減）をより強化し、2030（平成 42）年までにエネルギー消費量を 2000（平成 12）年比 38%削減としています。

第2章 中野区における地球温暖化対策の基本的事項

2-1 計画の目的

第2次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「計画」という。)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法」という。平成20年6月改正平成21年4月施行)の第20条の3に基づき、策定義務が課せられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」であり、国、東京都や中野区環境基本計画をふまえ、また、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)における、日本の約束草案に準拠して区の事務事業から発生する温室効果ガスの削減目標を定め、その削減目標を達成するための行動計画です。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2～7 (省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

<計画の体系図>

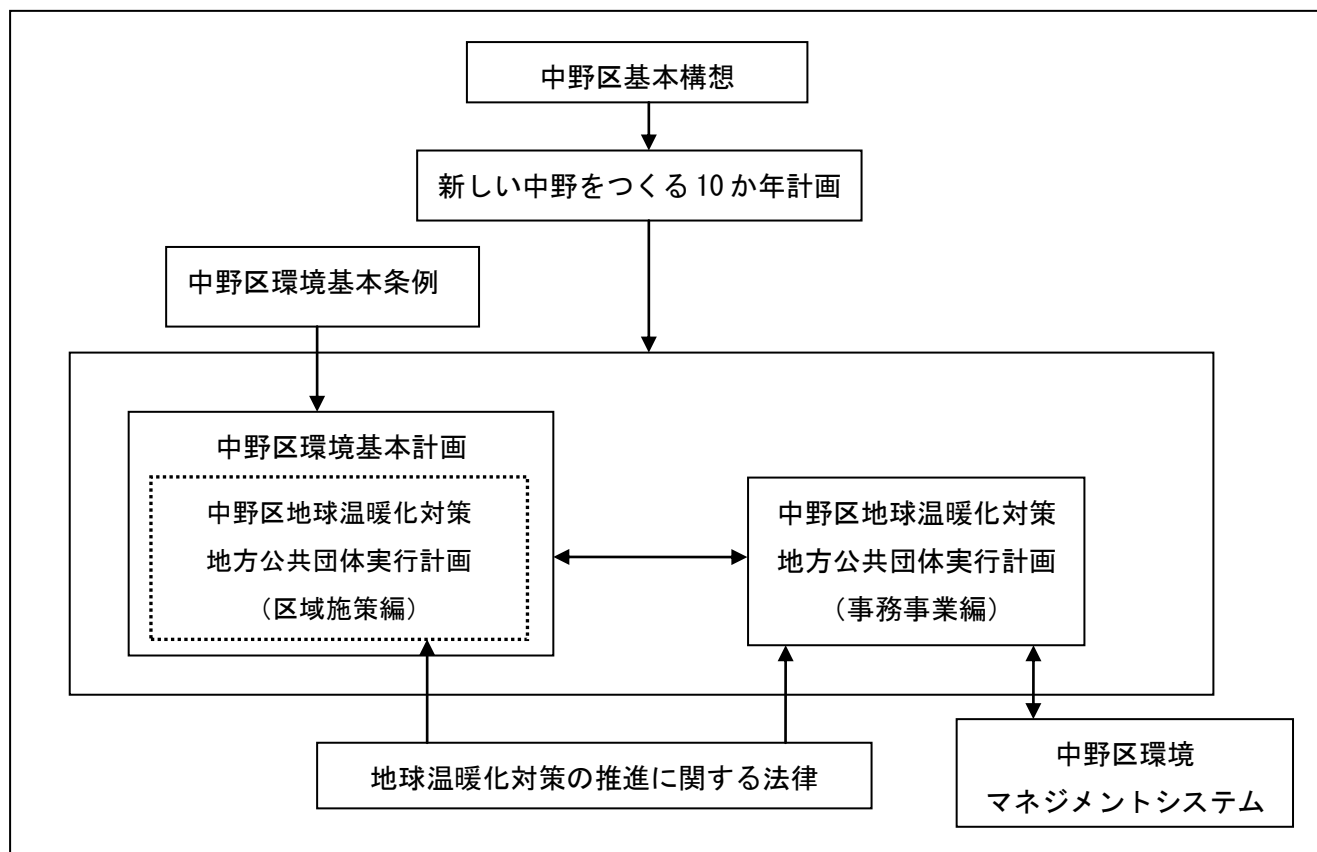


図3 中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置づけ

2-2 計画の期間

第3次中野区環境基本計画の目標を達成するための具体的な取組施策を定めた「アクションプログラム」の計画期間である2020（平成32）年度までの5年間の計画期間とします。ただし、社会的状況の変化や技術的進歩等を踏まえ必要に応じ見直しを行います。

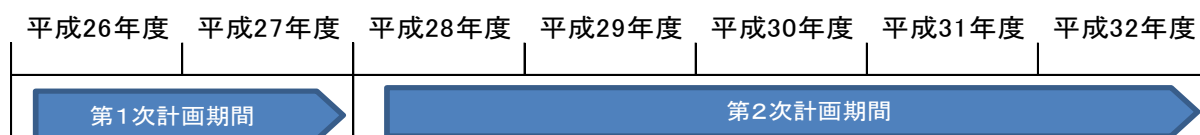


図4 中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）計画期間

2-3 基準年の設定

環境基本計画との整合を図るため、基準年を2012（平成24）年度とします。ただし、東日本大震災以降の長期的な取組の効果を把握するため、2010（平成22）年度との比較も参考指標として明記することとします。

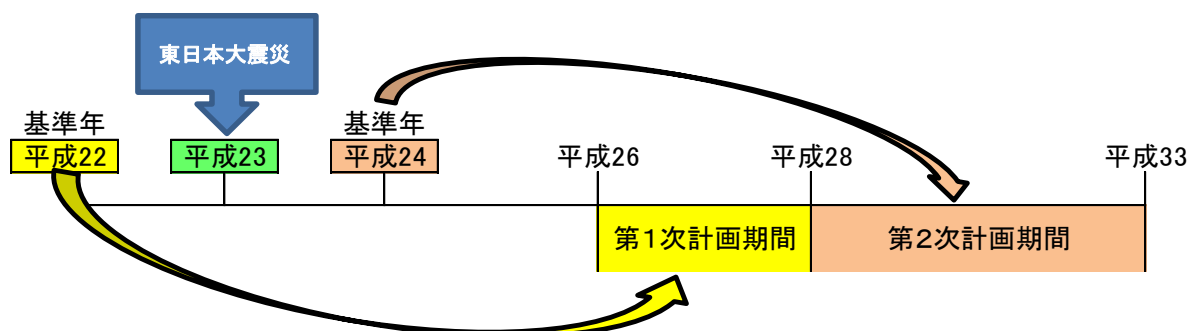


図5 基準年の設定

2-4 適用の範囲

中野区環境マネジメントシステムの対象施設と同様とします。このため、区が自ら事務事業を実施する区長部局及び教育委員会事務局の全ての施設の他、指定管理者による管理運営施設・運営委託施設についても適用の範囲とします。

2-5 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項において規定されている対象の温室効果ガスは、以下の7種類の物質となります。本計画では、温室効果ガスの中で、我が国で最も多く排出されている二酸化炭素（以下「CO₂」という）を削減の対象とします。

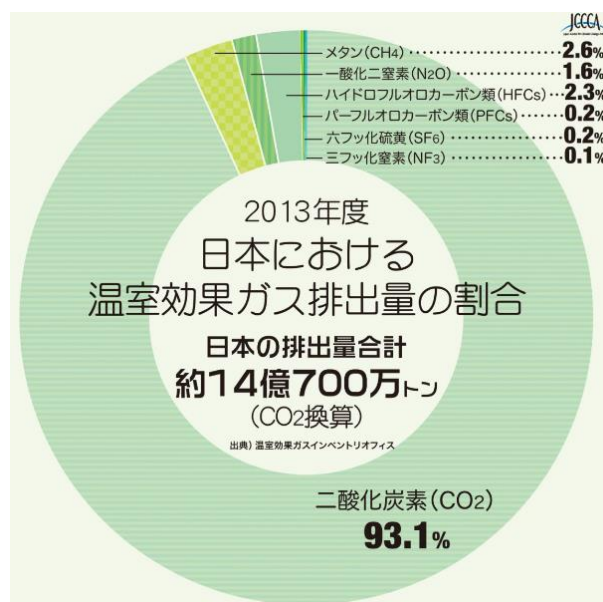


図6 日本における温室効果ガス排出量の割合

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

【法で規定されている対象温室効果ガス】

No	ガス種類	人為的な発生源	
		エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用燃料の使用により排出。
1	二酸化炭素(CO ₂)	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却により排出。
2	メタン(CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出。	
3	一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出。	
4	ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出。	
5	パーフルオロカーボン(PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出	
6	六フッ化硫黄(SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出。	
7	三フッ化窒素(NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	

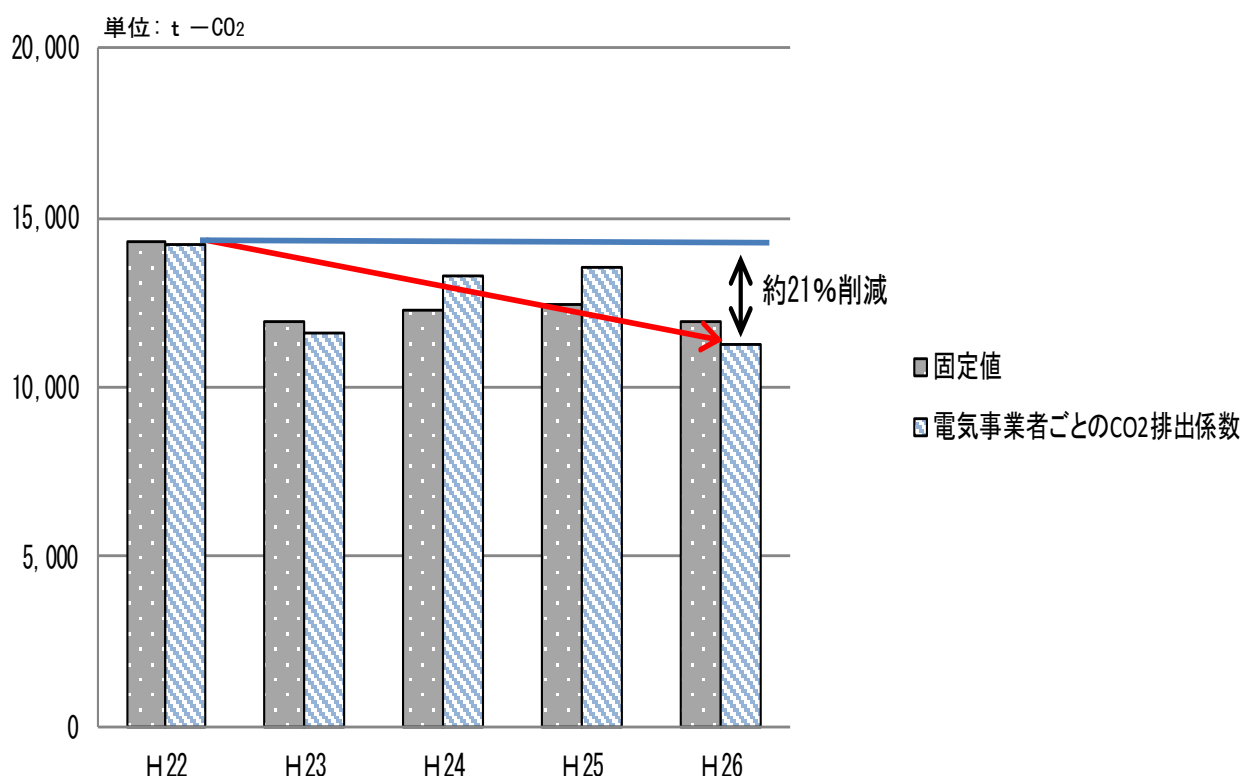
第3章 中野区の温室効果ガス削減の目標と取り組み

3-1 温室効果ガスの排出状況

区は、2006(平成18)年から本庁舎に環境マネジメントシステムを導入し、2011(平成23)年からは本庁舎以外の施設にも環境マネジメントシステムの運用を導入し、組織全体で省エネルギー、環境負荷低減の取り組みを行っています。

また、2014(平成26)年には地方公共団体実行計画である「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」を策定し、組織全体で節電対策に取り組むとともに、CO₂排出係数が低い電力を供給する特定規模電気事業者から電気を調達するなど、CO₂排出量削減の取り組みを行っています。

図7 CO₂総排出量推移



【参考】

中野区では、太陽光、風力、水力、バイオマスといった、再生可能エネルギーを活用して発電された電気の調達を推進しています。

この電気は、CO₂排出係数が低いクリーンな電気で、この電気を使用することにより、電気使用に伴うCO₂排出量を大幅に削減しました。

特に、平成26年度は本庁舎、区民活動センター等の施設にこの電気を導入したことや、ガス使用量の削減を図ったことにより、平成22年度比で約21%のCO₂排出量を削減しました。

3-2 削減目標値の考え方

区の事務・事業により排出される CO₂ の大半が、電気やガスの使用、庁有車の燃料使用により排出されます。特に、電気の使用により排出される CO₂ 排出量は、総排出量の約 60%を占めています。

中でも電気事業者の CO₂ 排出係数は、東日本大震災以降の火力発電への依存が高まったことにより増加傾向にあります。このため、電気使用量を削減しても CO₂ 排出量は増加するという状況が生じています。

このため、CO₂ 排出量だけでは取り組み状況の把握が困難なため、取り組み結果を明確に判断するため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく「エネルギー使用量」※注1を削減目標とします。

ただし、区では、太陽光、風力、水力及びバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用して発電された電力の調達も推進していることから、参考として電気事業者ごとの CO₂ 排出係数を使用して算出した CO₂ 排出量も明記することとします。

※注1：エネルギー使用量とは、電気・ガス・庁有車の燃料等の使用量に換算係数を乗じ、各々の熱量(GJ「ギガジュール」)を算出し、その合計使用熱量(GJ)に原油換算係数(kl/GJ)を乗じて算出した値をいう。

3-3 削減目標

地方公共団体として、また、区内最大の事業者として、率先してエネルギー使用量削減の取り組みを推進することが必要な責務であることから、区の事務・事業に伴い消費されるエネルギー使用量の削減を目指します。

【削減目標】

1. エネルギー使用量の削減目標

2020(平成 32)年度までに 2012(平成 24)年度比で「10%」削減を目指します。

2. CO₂ 排出量の削減目標

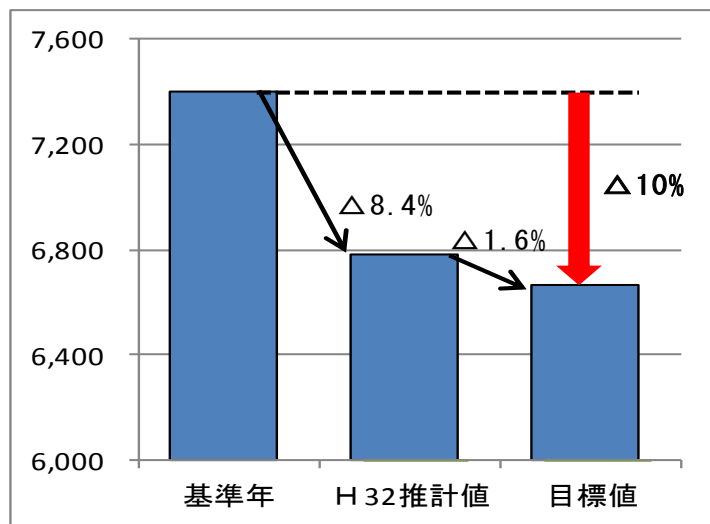
電気使用に伴う CO₂ 排出係数を固定し、2020(平成 32)年度までに 2012(平成 24)年度比で「10%」削減を目指します。

表 1 エネルギー使用量及び CO2 排出量削減目標

項目	H22	H23	H24 (基準年)	H25	H26	H32 (目標年)	削減 目標
エネルギー使用量 (kl)	8,564	7,568	7,403	7,434	7,294	6,663	△10%
CO2 排出量 (t-CO2)	14,330	11,960	12,283	12,442	11,913	11,055	△10%

※CO2 排出量の算定における電気使用に係る CO2 排出係数は、固定値 (0.382 t-CO2/MWh) を使用して算定しています。

図 8 エネルギー使用量削減目標



【削減目標】

施設の新設移転等によりエネルギー使用量の増加が予測されますが、大規模施設の改修に ESCO 事業の導入や、照明の LED 化、空調設備の更新等の設備改修により、基準年 (平成 24) 比で 8.4% のエネルギー使用量削減と推計しました。

更に、運用等による省エネ対策により 1.6% 削減を図ることとし、削減目標は 10% とします。

【参考】

この値を平成 22 年度と比較すると 22% の削減となります。

3-4 エネルギー使用量・温室効果ガス削減の取り組み

エネルギー使用量及び CO2 の削減を図るため、区有施設の省エネルギー対策の実施 (省エネ活動) をこれまで以上に実施するとともに、施設の大規模改修や設備の更新工事において、エネルギー消費効率の優れた機器の導入を行います。また、再生可能エネルギー設備の導入もあわせて行い、エネルギー使用量と CO2 の削減を図っていきます。

再生可能エネルギーを活用した電力を供給する新電力からの電力調達も、これまでどおり推進し CO2 削減に努めます。

また、エネルギー消費量と CO2 排出量削減の取り組みに加え、環境負荷の少ない物品等の調達の推進、ごみ排出量削減、紙・水道使用量の削減などの環境対策にも努めます。

(1) 新電力からの電力調達の推進

取り組み項目	取り組み内容
新電力からの電力調達	再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス等）を活用した電力を供給する新電力からの電力調達の推進

(2) 設備の更新による取り組み

取組項目	取組内容
大規模改修における ESCO スキームの活用	施設の大規模改修にあたっては、CO ₂ を確実に削減できる ESCO スキームを活用し、大規模の空調・給湯・照明等の設備更新を実施します。また、ESCO 事業者と連携しながら、複数施設を統括管理し、省エネルギー効果を検証していきます。
エネルギー効率の優れた機器の導入	空調・給湯・照明等の設備更新においては、省エネ機器の導入を着実に実施します。 ①LED 照明器具を導入し、消費電力の削減を図る （計画期間内に、50 施設に導入予定。） ②人感センサー、明るさセンサーの導入 ③点灯範囲の細分化 ④エネルギー消費効率の優れた空調設備の導入 ⑤エネルギー消費効率の高い給湯機の導入 ⑥省エネ性能の向上した昇降機の採用及び、エレベーターのインバーター方式の導入
BEMS 導入によるエネルギー運用の適正化	各施設エネルギー管理を行えるよう BEMS の導入を行い、設備機器運用の適正化を行う、また、現行環境マネジメントシステムでは、施設ごとのエネルギー消費量しか把握できないため、詳細な BEMS データを集約できるシステムとし、施設のエネルギーを点の管理から面での管理とする。
設備の適正化	①空調用ポンプ搬送動力の低減化 ②学校施設など、直結水道（飲み水用）の拡大
再生可能エネルギーの導入	新築又は改築施設については、再生可能エネルギー設備を導入します。 ①太陽光発電設備の導入 ②太陽熱利用の導入 ③再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス等）を活用した電力を供給する電気事業者からの電力調達の推進

※ESCO 事業・・・省エネルギーの診断から改修工事、導入設備の運転管理に至るまで ESCO 事業者が包括して携わり、省エネルギー改修工事を計画段階から施工、効果の計測、検証まで責任をもって一貫して行うものです。

※BEMS・・・Building Energy Management System(ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム)を省略したもので、「ベムス」と読みます。電力使用量や水道使用量やガス使用量の見える化や、照明や空調やエネルギー設備などの制御などを目的とするシステムです。

(3) 省エネ活動による取り組み

取組項目	取組内容
電気使用量の削減	①空室・不在時等のこまめな照明消灯の実施 ②照明改修を実施した施設における、照明照度の適切化（未改修施設は、蛍光灯の間引きを実施） ③昼休み時間の照明消灯の実施 ④冷暖房温度の適正化 ⑤空室・不在時の空調停止 ⑥事務用機器等を省エネモード設定 ⑦長時間離席する際のパソコンの電源オフ ⑧自動販売機の照明消灯 ⑨エレベーター利用の自粛 ⑩統合 BEMS によるデマンドレスポンスの実証
ガス使用量の削減	①冷暖房温度の適正化 ②給湯設定温度の適正化 ③冷温水発生機の省エネ運転 ④環境マネジメントシステムの進行管理による、使用量の把握・管理 ⑤ロスナイ換気システムの有効活用
自動車用燃料使用量の削減	①アイドリングストップの徹底 ②庁有車使用自粛日の設定 ③「ふんわりeスタート」の実施 ④エアコン使用の適正化 ⑤不用な荷物の抑制 ⑥超低公害車、クリーンエネルギー自動車の導入 ⑦自動車の定期的整備の実施による、燃費向上の実現 ⑧経済速度運転の徹底 ⑨自転車利用の推進

(4) 環境負荷の少ない物品等の調達への推進

区では、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律に基づき、毎年、中野区環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、取組状況について、環境マネジメントシステムの進行管理の中で点検を行っています。引き続き環境負荷の少ない物品の調達を進めます。

取組項目	取組内容
グリーン購入の推進	①中野区グリーン購入ガイドラインに沿った物品の調達 ②再生材を使用した製品の調達に努める ③区が発行する印刷物は、再生可能な用紙を使用する ④コピー用紙は、総合評価値 80%以上の製品を調達する

（５）ごみ排出量、紙使用量、水道使用量の削減

環境物品の調達を推進することで、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から資源循環型社会へ移行し、ごみ排出量の削減を行い廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガスの削減を図ります。また、紙使用量の削減についてもあわせて取り組み、紙ごみの排出抑制とリサイクルの推進を実施します。

また、水道使用量についても流しっぱなしの抑制、水道使用量抑制機器の導入などにより、節水に努めていきます。

取組項目	取組内容
ごみ排出量の削減	①ごみ分別の徹底 ②再利用の推進(名刺大以上の紙は、全てリサイクル) ③環境負荷の少ない物品の調達 ④使用済みの紙は、分別してリサイクルボックスに入れる ⑤ダンボール・新聞紙などもリサイクルする ⑥事務機器、事務用品などを無闇に更新せず、故障した場合も修理に心がけ、長期間使用に努める ⑦詰め替え可能な製品の調達に努め、使い捨て製品の調達を抑制する
紙使用量の削減	①コピーや印刷物の作成は両面使用に努め、紙使用量の抑制に努める ②資料や報告書などの配付先を精査し、必要最小限の部数を作成する ③会議資料などの電子化を推進する ④回覧資料などは、紙での回覧ではなく電子データによる回覧に努める
水道使用量の削減	①日常的に節水の啓発実施 ②節水コマを取り付けるなどして流量の調整の実施 ③水の流しっぱなしの禁止 ④給食室のドライ方式化 ⑤トイレの節水タイプ機器の導入

（６）廃棄物の排出抑制・適正処理

取組項目	取組内容
排出抑制と適正処理（保管）	①建築・解体工事の際は可能な限り廃棄物の減量に努め、建築副産物の有効利用を図る ②建築廃棄物の再資源化率向上に努める ③施設・設備改修にあたっては、アスベストや PCB 含有機器などの有害物質が飛散することがないように、適正な方法で除去し、保管・管理する ④PCB 廃棄物の処理を法令に沿って適切に処理する ⑤改正フロン法に基づく点検を法令に基づき適切に実施し、漏えいの防止を図る ※フロンガスは、二酸化炭素に比べ数千倍から 1 万 500 倍の温室効果があるとされています。

第4章 推進と点検・評価

4-1 推進点検体制

この実行計画を推進するためには、すべての職員が実行計画の必要性を十分理解し、取組項目を着実に実践していく必要があります。

また、組織的な取り組みを推進するため、中野区環境マネジメントシステムの推進体制を活用して組織全体で地球温暖化対策に取り組むとともに、進捗状況のチェックを行います。

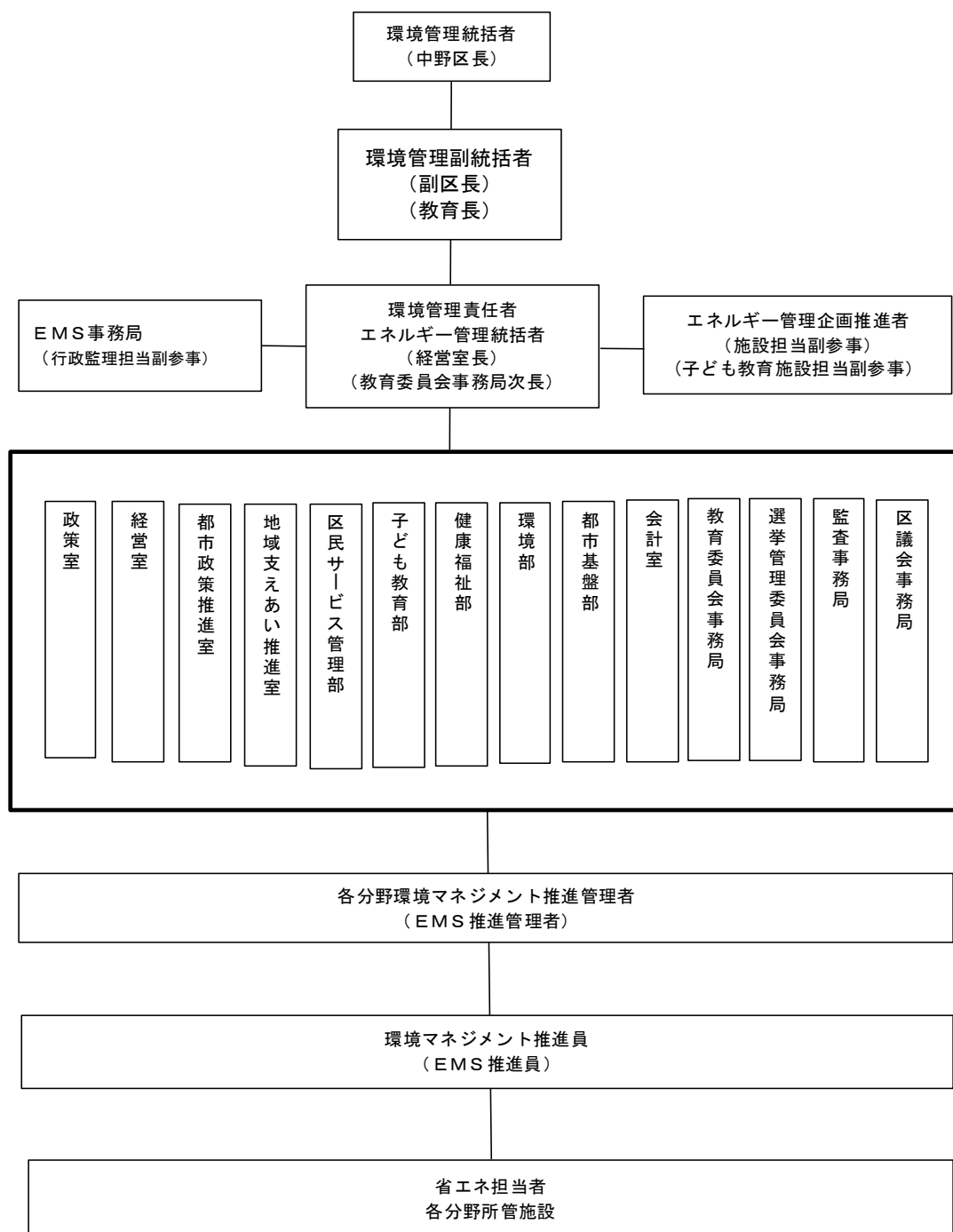


図9 中野区EMS推進体制

表 2 中野区環境マネジメントシステム推進体制の役割

名称	役職	役割
環境管理統括者	区長	○システムの確立、運用、維持管理に必要な人的資源、技術及び必要な費用の確保 ○環境方針の決定 ○目的、目標及び実施計画の決定 ○環境管理責任者、内部環境監査員の指名 ○システム見直しの実施
環境管理副統括者	副区長 教育長	管理統括者の補佐及び代理
環境管理責任者 (エネルギー管理統括者)	経営室長 教育委員会事務局次長	○システムの確立、運用、維持及び管理 ○環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面、法的及びその他要求事項の特定 ○環境マネジメント推進委員会への提案、審議結果の統括者への報告 ○システムの確立、運用、維持及び管理に必要な事項の指示し、その結果の確認 ○実行部門責任者に是正の指示、結果確認 ○省エネ法で定めるエネルギー管理統括者としての役割
実行部門責任者	※中野区組織条例第 1 条に規定する室・部の長	○部内のシステムに確立、運用、維持及び管理 ○部内の進行状況の点検 ○部内の不適合発生への予防措置 ○部内の不適合の是正指示 ○緊急事態の予防、対策、環境管理責任者への報告
環境マネジメント推進管理者	各分野統括管理者	○分野内のシステムの確立、運用、維持及び管理 ○環境目的、目標に基づく事務事業の執行 ○実行部門責任者への報告
環境マネジメント推進員	環境マネジメント推進管理者指定職員	分野におけるシステムの確立、運用、維持及び管理
省エネ担当者	環境マネジメント推進管理者指定職員 (庁舎外施設)	施設におけるシステムの確立、運用、維持及び管理
環境マネジメント事務局	行政監理分野	システムの推進に関する庶務その他システムの推進に関して必要な事務を処理
エネルギー管理企画推進者	施設担当副参事 子ども教育施設担当副参事	エネルギー管理統括者の実務的補佐

※中野区組織条例（昭和 40 年中野区条例第 1 号）第 1 条

（室及び部の長並びに会計室、区議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査務局の長をいう。）

4-2 職員に対する研修等

新規採用職員に対する「新人研修」、環境マネジメントシステム研修等において行うとともに、各施設のエネルギー使用量、CO₂ 排出量等の情報を全職員に公開し各施設における省エネ対策への取り組みの啓発を実施し、職員の意識向上を図るための仕組みを整備していきます。さらに、職員一人ひとりの生活においても、環境に配慮した行動を促していきます。

(1) 研修・講習会の開催

職員向けの環境・省エネルギー対策に関する説明会等を実施するとともに、エネルギー消費効率の維持、施設・設備の長寿命化を図るための適正な保全に関する説明会を実施します。

(2) 情報提供

本計画を効果的に推進できるよう、庁内情報システムを活用しエネルギー使用状況を見える化するとともに、省エネに取り組むための参考事例等の情報提供を行います。

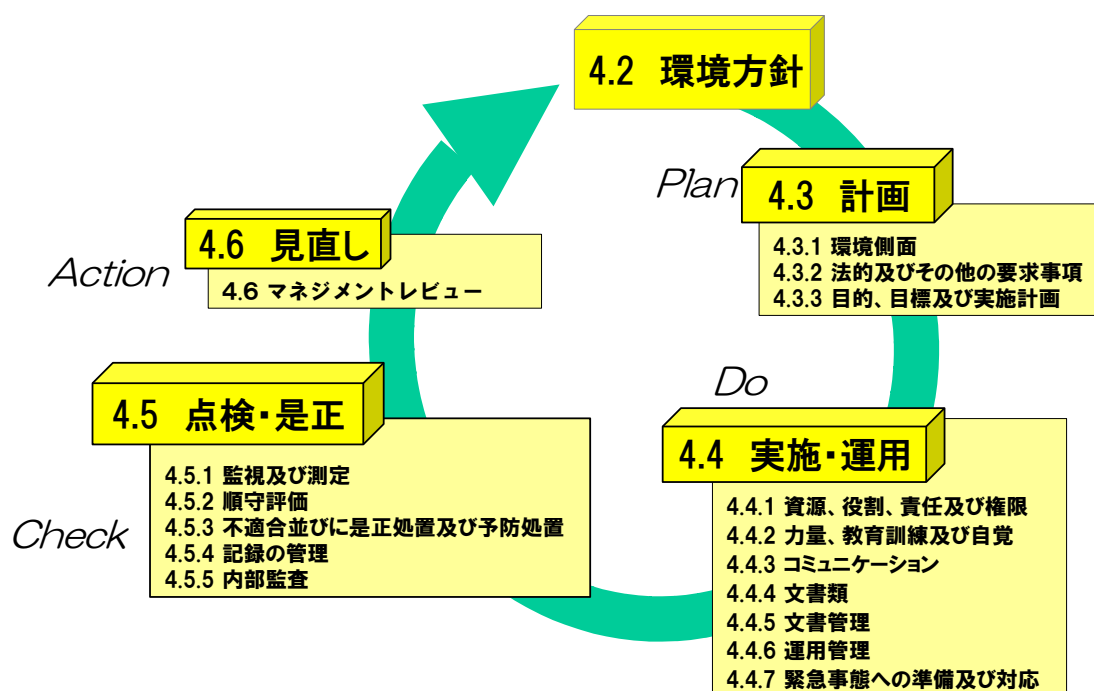
また、将来的には各施設の BEMS を統合し、より詳細な省エネの情報提供を目指します。

4-3 実施状況の点検・公表の方法

本計画に基づき取り組まれた結果の点検は、中野区環境マネジメントシステムに基づいて行います。

(1) 各分野・施設の点検・評価

環境マネジメント推進員のもと、毎月エネルギー使用量を集計し経年比較によるエネルギーの使用状況の把握に努めます。また、点検・評価を行い、環境マネジメントシステムの運用を着実に実行します。



(2) 各施設（建物）の点検・評価

省エネ担当者のもと、エネルギー使用状況について点検・評価を行います。

エネルギー管理企画推進者は、点検・評価にあたり、エネルギー使用量の状況を各施設職員へ情報提供し、組織全体で情報の共有を図ります。

(3) 各実行部門について

実行部門長のもと、実行部門全体のエネルギー使用量の把握に努め、増減要因の分析、目標の達成の見込み状況について点検・評価を行います。

(4) 区全体について

①環境マネジメントシステム事務局は、四半期ごとに区全体のエネルギー使用量を集計し、各実行部門、各施設（建物）の点検・評価を基に、区全体のエネルギー使用量等について点検・評価し、環境マネジメント推進委員会へ報告する。

②エネルギー管理企画推進者は、所管する区有施設全体のエネルギー使用量を毎月集計し、エネルギー使用量の把握を行い、大幅な増減が生じている施設の省エネ担当者に対しヒアリングを実施する。

(5) 公表について

温対法第 20 条の 3 において、実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）については、公表が義務付けられています。

点検結果の公表は、計画の内容をあらためて全職員に周知し、その後の取り組みの徹底につなげるとともに、所属する組織や施設等の状況を知ることによって、より積極的な環境配慮行動を喚起することになります。

また、行政の取り組みを公表することで、区民・業者に対しても、環境配慮に向けた一層の取り組みを促すことが期待されます。

ア 公表の時期と方法

点検・評価の実施後、速やかにホームページ等により公表します。

イ 公表内容

温対法第 20 条の 3 に基づく温室効果ガスの総排出量に関する目標の達成状況及び、環境配慮行動の推進にかかる取組状況。

中野区環境基本条例

平成 10 年 3 月 27 日

条例第 19 号

目次

前文

第1章 総則(第 1 条－第 8 条)

第2章 区民、事業者及び区の協働(第 9 条・第 10 条)

第3章 環境の保全の推進(第 11 条－第 14 条)

第4章 環境審議会(第 15 条・第 16 条)

第5章 雑則(第 17 条)

附則

私たちのまち中野は、都心に近く、利便性の高い住宅都市として発展してきた。

しかし、都市化の進展により、みどりや水辺の減少、ひろばの不足、大気汚染などの問題も抱えている。

また、物質的に豊かで便利な私たちの生活やそれを支える産業活動は、資源の大量消費による廃棄物の問題などを生み出したばかりでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊をもたらすなどすべての生命及び生活の基盤であるかけがいのない地球の環境をも脅かしている。

今こそ、私たちは、地球の環境を視野におきながら、健康で安全かつ豊かな環境を享受する権利の実現を図り、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き渡していかなければならない。

このような認識の下に、区民、事業者及び中野区は、これまで培ってきた環境の保全の取組をさらに発展させ、協働して良好な環境を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区(以下「区」という。)の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。

- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 自然の循環を重視すること。
- (2) 人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。
- (3) すべての資源を有効に活用すること。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るため必要な措置を講ずるなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の公開の求めに応じるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第7条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区長に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(開発等における環境への配慮)

第8条 区民、事業者及び区は、開発等の行為を行うに当たっては、当該行為が良好な環境を創出する機会となるよう努めるものとする。

第2章 区民、事業者及び区の協働

(協働)

第9条 区民、事業者及び区は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(協働の取組)

第10条 区民、事業者及び区は、次に掲げる事項について協働して取り組むものとする。

- (1) 情報を相互に提供し、意見を交換すること。
- (2) 地域、家庭、職場、学校等の多様な場において環境学習及び環境教育の推進を図ること。
- (3) 青少年の自主性を尊重しつつ、青少年が環境の保全のため積極的に行動するよう支援すること。
- (4) 具体的な行動の日を設け、環境の保全について理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項。

第3章 環境の保全の推進

(環境基本計画)

第11条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、中野区環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 区長は、環境の実態を明らかにし、及び環境の保全に資するため、環境白書を作成し、公表するものとする。

(事業者への要請)

第13条 区長は、特に必要があると認めたときは、事業者に対して環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(国、東京都との協働)

第14条 区は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都その他地方公共団体と協働して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第 16 条 審議会の委員は、20 人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行につき必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

【別紙 2】

第 2 次中野区地球温暖化対策地方公共団体策実行計画（事務事業編）対象施設一覧

	施設名	併設等施設名	所管分野	所管部
1	本庁舎		施設分野	経営室
2	中野区産業振興センター		産業振興分野	都市政策推進室
3	商工会館			
4	東中野地域包括支援センター		地域活動推進分野	地域支援あい推進室
5	中部すこやか福祉センター (地域ケア分野)	中部すこやか（地域支援分野）、中野地域包括支援、仲町就労支援	中部すこやか・地域ケア分野	
6	文園児童館	桃園第二学童クラブ		
7	上高田児童館	上高田図書館、上高田学童クラブ		
8	中部すこやか福祉センター (地域支援分野)	中部すこやか（地域ケア分野）、中野地域包括支援、仲町就労支援	中部すこやか・地域支援分野	
9	東部区民活動センター	宮園高齢者会館 東部地域事務所		
10	桃園区民活動センター			
11	昭和区民活動センター			
12	東中野区民活動センター			
13	東中野区民活動センター（旧東中野小集会室）	旧東中野小		
14	上高田区民活動センター			
15	宮園高齢者会館	東部区民活動センター 東部地域事務所		
16	昭和高齢者会館			
17	上高田高齢者会館			
18	上高田東高齢者会館			
19	東中野いこいの家			
20	北部すこやか福祉センター (地域ケア分野)	北部すこやか（地域支援分野）、江古田地域包括支援	北部すこやか・地域ケア分野	
21	新井薬師児童館	新井学童クラブ		
22	みずの塔ふれあいの家	江原学童クラブ		
23	北原児童館	北原学童クラブ		
24	野方児童館	平和の森学童クラブ	北部すこやか・地域支援分野	
25	北部すこやか福祉センター (地域支援分野)	北部すこやか（地域ケア分野）、江古田地域包括支援		
26	新井区民活動センター			
27	江古田区民活動センター	江古田地域事務所		
28	沼袋区民活動センター	障害者福祉会館		
29	野方区民活動センター	野方地域事務所、野方区民ホール		
30	野方区民活動センター分室	都営住宅内		
31	沼袋高齢者会館	沼袋地下自転車保管場所、沼袋保育園		
32	野方高齢者会館			
33	東山高齢者会館			
34	南部すこやか福祉センター (地域ケア分野)	南部すこやか（地域支援分野）	南部すこやか・地域ケア分野	
35	みなみ児童館	多田学童クラブ		
36	弥生児童館	向台学童クラブ		
37	朝日が丘保育園	桃園学童クラブ		
38	宮の台児童館	中野本郷学童クラブ		
39	南中野児童館	中野神明学童クラブ、弥生福祉作業所	南部すこやか・地域支援分野	
40	南部すこやか福祉センター (地域支援分野)	南部すこやか（地域ケア分野）		
41	南中野区民活動センター	南中野地域事務所		

	施設名	併設等施設名	所管分野	所管部		
42	弥生区民活動センター		南部すこやか・地支援分野	地域支えあい推進室		
43	鍋横区民活動センター	鍋横保育園				
44	鍋横区民活動センター分室					
45	南部高齢者会館					
46	しんやまの家					
47	本一 高齢者会館					
48	鷺宮すこやか福祉センター (地域ケア分野)	鷺宮すこやか(地域支援分 野)、鷺宮高齢者会館、鷺 宮地域包括支援	鷺宮すこやか・地域ケア分野		地域支えあい推進室	
49	大和児童館	啓明学童クラブ				
50	大和西児童館	大和学童クラブ				
51	西中野児童館	西中野学童クラブ				
52	若宮児童館	若宮学童クラブ				
53	かみさぎ児童館	かみさぎ学童クラブ				
54	鷺宮児童館	鷺宮学童クラブ	鷺宮すこやか・地域支援分野			地域支えあい推進室
55	鷺宮すこやか福祉センター (地域支援分野)	鷺宮すこやか(地域ケア分 野)、鷺宮高齢者会館、鷺 宮地域包括支援				
56	大和区民活動センター					
57	鷺宮区民活動センター	鷺宮図書館、鷺宮地域事 務所				
58	鷺宮区民活動センター分室	鷺宮都営住宅自治集会室				
59	上鷺宮区民活動センター					
60	上鷺宮区民活動センター分室	都営住宅内				
61	鷺六高齢者会館					
62	白鷺高齢者会館					
63	若宮いこいの家					
64	若宮高齢者会館		戸籍住民分野	区民サービス管理部		
65	東部地域事務所	宮園高齢者会館、東部区 民活動センター				
66	江古田地域事務所	江古田区民活動センター				
67	野方地域事務所	野方区民活動センター 野方区民ホール				
68	南中野地域事務所	南中野区民活動センター				
69	鷺宮地域事務所	鷺宮区民活動センター、 鷺宮図書館	子育て支援分野	子ども教育部		
70	療育センターアポロ園					
71	さつき寮					
72	城山ふれあいの家					
73	U18プラザ中央					
74	U18プラザ上高田					
75	子ども発達センターたんぽぽ	放課後デイサービスセン ターみずいろ				
76	放課後デイサービスセンターみずいろ	子ども発達センターたん ぽぽ	保育園・幼稚園分野		子ども教育部	
77	南台保育園					
78	中野保育園					
79	弥生保育園					
80	本町保育園					
81	宮の台保育園					
82	鍋横保育園	鍋横区民活動センター				
83	仲町保育園(仲町病後保育室)					
84	宮園保育園					
85	もみじ山保育園					
86	打越保育園					

	施設名	併設等施設名	所管分野	所管部		
87	昭和保育園		保育園・幼稚園分野	子ども教育部		
88	あさひ保育園					
89	沼袋保育園	沼袋地下自転車保管場所、沼袋高齢者会館				
90	江原保育園					
91	丸山保育園					
92	野方保育園	中野福祉作業所				
93	大和東保育園					
94	大和保育園					
95	白鷺保育園					
96	西鷺宮保育園					
97	ひがしなかの幼稚園					
98	かみさぎ幼稚園					
99	中野2丁目保育室	保健所(生活環境分野)	学校教育分野	教育委員会事務局		
100	北部教育相談室					
101	南部教育相談室					
102	教育センター					
103	軽井沢少年自然の家		教育経営分野		教育委員会事務局	
104	中央図書館	もみじ山文化センター、もみじ山文化センター西館				
105	上高田図書館	上高田児童館、上高田学童クラブ				
106	江古田図書館					
107	東中野図書館	旧東中野保育園、私立陽だまりの丘保育園分室				
108	鷺宮図書館	鷺宮区民活動センター、鷺宮地域事務所				
109	南台図書館					
110	野方図書館					
111	本町図書館					
112	桃園小学校		子ども教育施設分野			教育委員会事務局
113	桃園第二小学校					
114	中野神明小学校					
115	塔山小学校	キッズ・プラザ塔山、塔山学童クラブ				
116	谷戸小学校	キッズ・プラザ谷戸、谷戸学童クラブ				
117	中野本郷小学校					
118	江古田小学校	キッズ・プラザ江古田、江古田学童クラブ				
119	鷺宮小学校					
120	上高田小学校					
121	啓明小学校					
122	向台小学校					
123	北原小学校					
124	新井小学校	新井学童クラブ				
125	大和小学校					
126	多田小学校					
127	若宮小学校					
128	江原小学校					

	施設名	併設等施設名	所管分野	所管部
129	新山小学校	キッズ・プラザ新山、新山学童クラブ		
130	武蔵台小学校	キッズ・プラザ武蔵台、武蔵台学童クラブ		
131	西中野小学校			
132	上鷺宮小学校			
133	桃花小学校	キッズ・プラザ桃花、桃花学童クラブ		
134	白桜小学校	キッズ・プラザ白桜、白桜学童クラブ		
135	平和の森小学校			
136	緑野小学校	キッズ・プラザ緑野、緑野学童クラブ		
137	第二中学校			
138	第三中学校			
139	第四中学校			
140	第五中学校			
141	第七中学校			
142	第八中学校			
143	第十中学校			
144	北中野中学校			
145	緑野中学校			
146	南中野中学校			
147	中野中学校			
148	社会福祉会館	芸能小劇場、スマイル歯科診療所	福祉推進分野	健康福祉部
149	保健所（保健予防分野）	保健所（生活環境分野）	保健予防分野	
150	もみじ山文化センター	中央図書館、もみじ山文化センター西館	健康・スポーツ分野	
151	もみじ山文化センター西館	もみじ山文化センター、中央図書館		
152	なかの芸能小劇場	社会福祉会館、スマイル歯科診療所		
153	野方区民ホール	野方区民活動センター、野方地域事務所		
154	歴史民俗資料館			
155	中野体育館			
156	鷺宮体育館			
157	哲学堂弓道場	哲学堂公園施設		
158	哲学堂公園施設	哲学堂弓道場		
159	中野上高田公園施設	上高田運動施設		
160	中部スポーツ・コミュニティプラザ	中部すこやか福祉センター		
161	かみさぎこぶし園		障害福祉分野	健康福祉部
162	保健所（生活環境分野）	保健所（保健予防分野）	生活環境分野	環境部
163	平和の森公園施設		道路・公園管理	都市基盤部
164	都立家政南自転車駐車場	鷺宮シルバーワークプラザ	防災・都市安全分野	
165	沼袋地下自転車駐車場	沼袋高齢者会館、沼袋保育園		
166	鷺宮南自転車保管場所			
167	中野坂上駅(地下)自転車駐車場			
168	東中野駅(地下)自転車駐車場			
169	東中野駅前広場地下自転車駐車場			

第 2 次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

平成 28 年 4 月

中野区経営室施設分野

〒164 - 8501 東京都中野区中野 4－8－1

TEL 03 - 3228 - 8854

FAX 03 - 3228 - 5678